

手 数 料 等

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職（取扱職業のうち職業安定法施行規則附則第1条第4項に規定される音楽家、舞台芸術家の場合のみ）の申し込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1件につき 670円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1件につき 670円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の（1）又は（2）のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を越えて雇用された場合は、6箇月を越えた雇用については申し受けません。

（1）支払われた賃金の10.5%（消費税相当分を含む。）に相当する額（（2）に該当する場合は、（2）に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

（2）期間の定めのない雇用契約に基き同一の雇用主に引き続き6箇月を越えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のいずれか大きい額

① 当該6箇月間の費用にかかる賃金について支払われた賃金額の10.5%（消費税相当分を含む）に相当する額

② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を越える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の14.2%（消費税相当分を含む。）に相当する額

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人を受け付けるときの事務費用	1 件に付 6 7 0 円
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の %
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の %
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 円 活動 1 日当たり 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の %
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の %